

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的と位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
- 5 計画の推進主体

1 計画策定の背景

環境問題は、地球温暖化*の影響による気温の上昇や集中豪雨*・山火事の増加、大気・水質・土壌汚染や廃棄物の問題、生物多様性の保全、海洋プラスチックごみ問題*等、身近なものから地球規模に至るものまで、さまざまなレベルで顕在化しています。

いずれも、私たちの暮らしに関係する課題であることから、一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めるとともに、町民・事業者・町といった多様な主体が協働することにより、環境負荷*の少ない持続可能な社会を築いていくことが、これまで以上に必要とされています。

近年、地球環境をめぐる社会情勢に大きな変化があり、持続可能な社会に向けたSDGs*やカーボンニュートラル*の達成に向けた動きが加速しています。大泉町でも、加盟する「廃棄物と環境を考える協議会*」として、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を、2020（令和2）年7月28日に表明しました。

また、こうした流れを踏まえ、良好な環境の保全及び創造について、基本理念や、町、町民及び事業者の責務、施策の基本となる事項等を「大泉町環境基本条例」として制定し、2021（令和3）年4月より施行しました。

「大泉町環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、この条例に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進し、将来にわたって町民の健康で文化的な生活の持続に寄与するため策定します。

大泉町環境基本条例 第3条抜粋

（基本理念）

- 第3条 良好な環境の保全等は、町民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。
- 2 良好な環境の保全等は、持続的に発展可能な社会の構築を目指して、町、町民及び事業者が環境資源は有限であることを認識し、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減する行動に取り組むとともに、互いに協力して行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることに鑑み、町、町民及び事業者の日常生活及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

ゼロカーボンシティ宣言

ゼロカーボンシティ宣言

～2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～

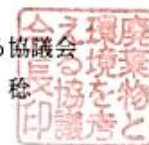
気候変動問題は世界規模での対応が求められており、地球上に生きる全ての生き物にとって避けることのできない喫緊の課題です。我が国においても、近年は全国各地で集中豪雨や台風の巨大化等による自然災害が頻繁に発生し激甚化が顕在となっております。こうした自然の猛威により、私たちの生命や財産の危機、さらに、自然環境や生態系への悪影響など人類の生存基盤を根本から揺るがす「気候危機」と言うべき極めて深刻な問題であります。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされております。また、この目標達成に向けては、小泉進次郎環境大臣より自治体での取り組みの重要性と広がりへの期待が表明され、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロへの参画が促されたところです。

廃棄物と環境を考える協議会は、関東甲地域の40団体(73市町村)と民間事業者2社で構成し、一般廃棄物の排出者、受入者、処分者の3者が協働して廃棄物の減量化と資源化を促進し、循環型社会の構築と地球環境の保全を図ることを目的とし、これまでに温室効果ガスの排出低減等、地球温暖化防止に大きく貢献してきたものと考えております。協議会ではこの機会を捉えて、趣旨に賛同する各構成自治体が地球的規模の環境保全について積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言し、その実現に向けた取り組みを推進してまいります。

令和2年7月28日

廃棄物と環境を考える協議会
会長 豊田 稔



2 計画の目的と位置付け

本計画は、「大泉町環境基本条例」※1第8条に基づき策定するもので、同条例第3条に掲げられた基本理念を実現するため、環境に関する長期目標と施策の方向を示し、町民、事業者、町のそれぞれが担うべき取組を明らかにするものです。

町の最上位計画である「大泉町みらい創造羅針盤 ～大泉町総合計画 2019～」に掲げる将来都市像「住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ ～みんなで創る 個性輝き、希望あふれるまち～」を環境面から実現する、大泉町の環境行政の基礎となる計画として位置付けられます。

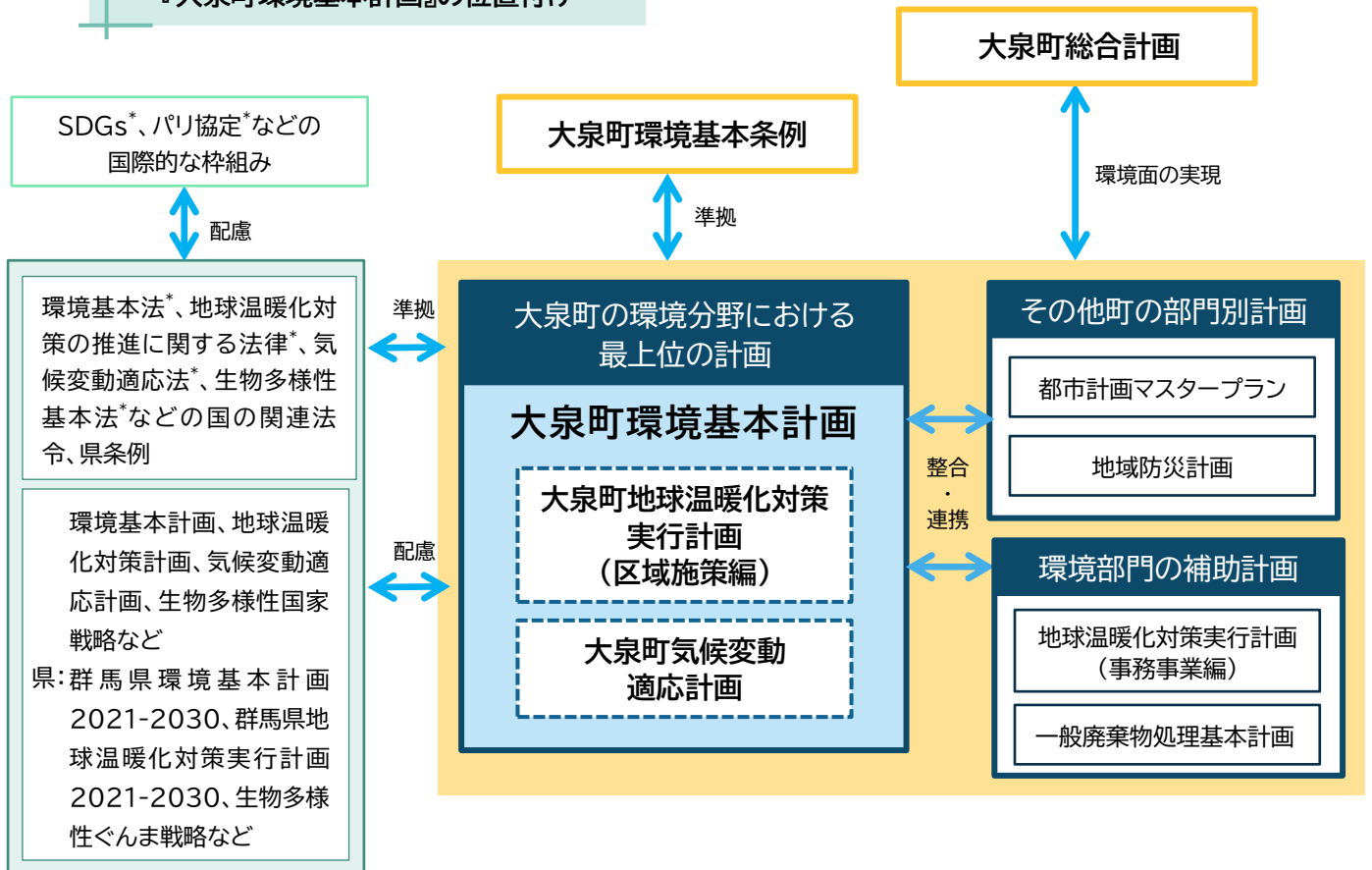
さらに、「地球温暖化対策の推進に関する法律*」第21条に基づく「大泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法*」第12条に基づく「大泉町気候変動適応計画」を定めることとし、この両計画を包含した計画として本計画を位置付けます。

本計画の策定に当たっては、国や県の環境に関連する法律や計画に配慮するとともに、町が策定する環境に関連する補助計画などと整合を図りました。

また、本計画の推進に当たっては、SDGs*の理念を踏まえ、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように取組を実施します。

※1条例本文は 82～85 ページに掲載。

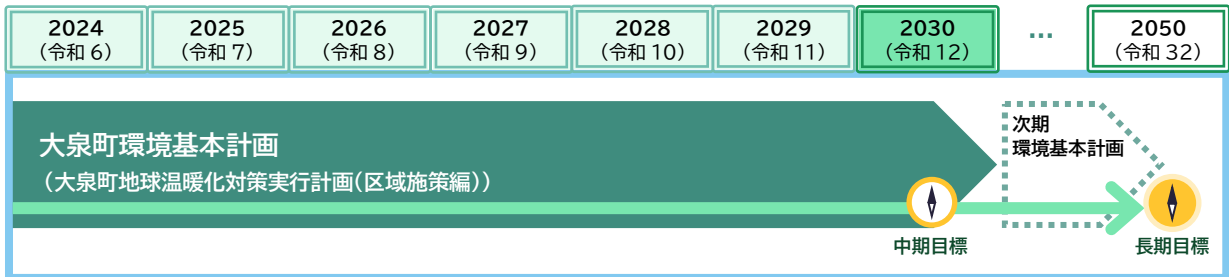
『大泉町環境基本計画』の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とします。なお、社会状況の変化等により見直しを行います。

また、「大泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中長期目標については、国・県の地球温暖化対策計画に則して、中期目標を2030（令和12）年度、長期目標を2050（令和32）年度とします。

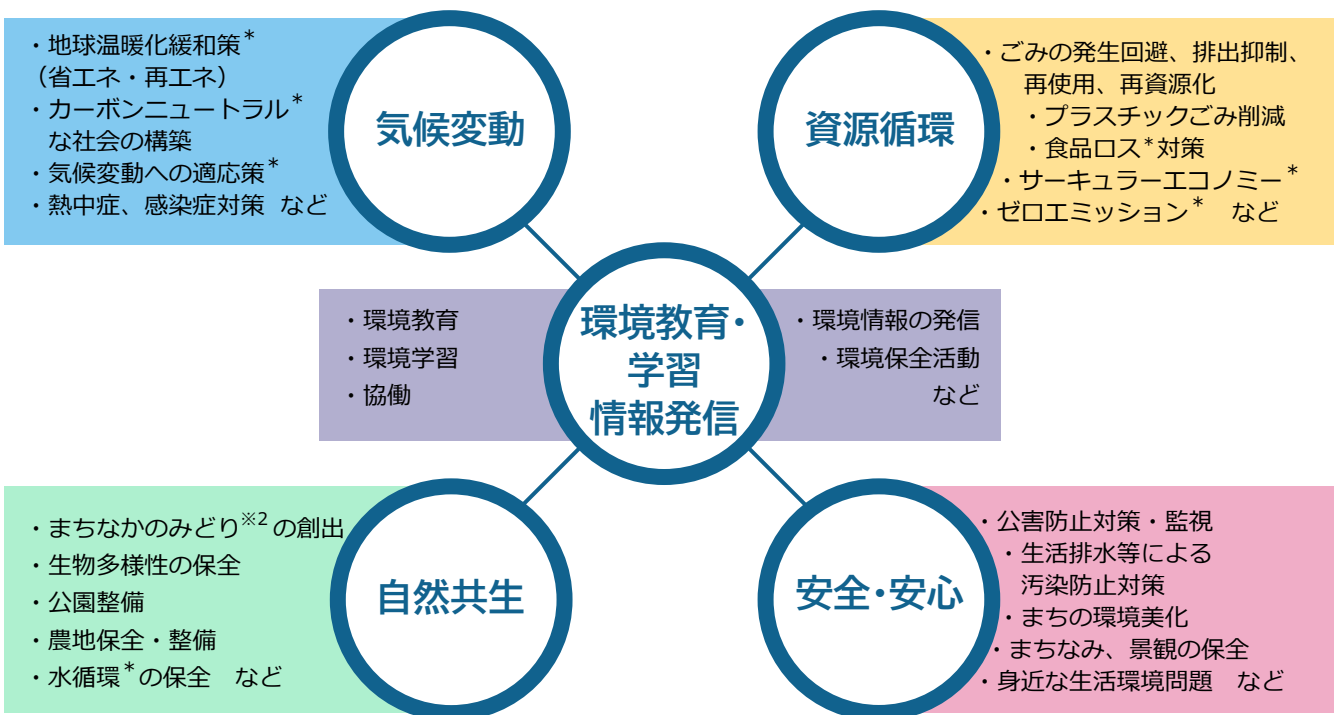


4 計画の対象範囲

本計画は、町をとりまく社会情勢の変化、国や県の環境施策等を踏まえ、次に掲げる分野を対象範囲とします。

対象とする地域は大泉町全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国や県、他の地方公共団体等と協力しながら取り組むものとします。

対象範囲となる5つの分野

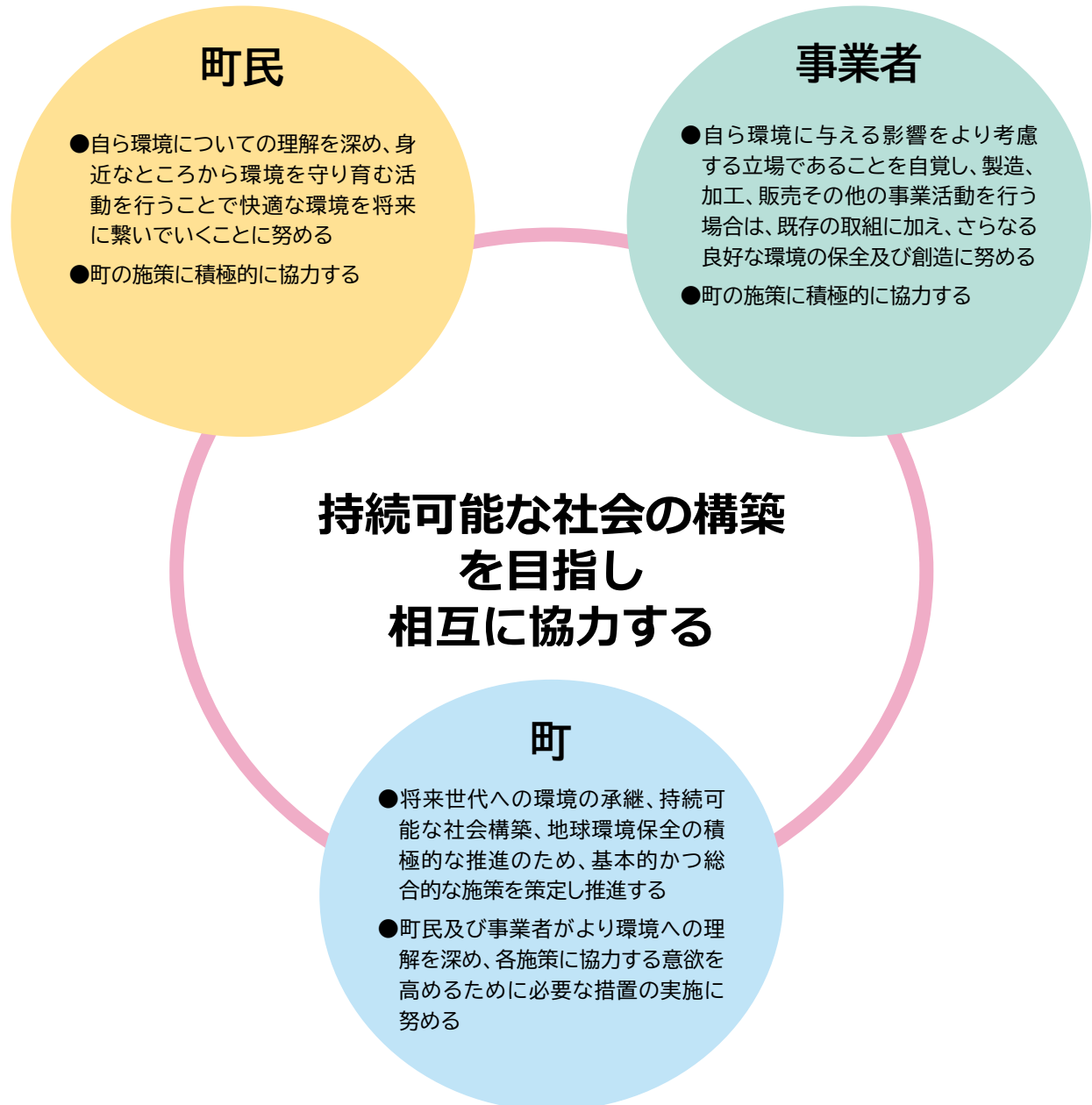


※² ここでいう「まちなかのみどり」とは、街路樹や花壇、生け垣など、生活空間になじんでいる人工的な植栽を指す。

5 計画の推進主体

本計画は、町民、事業者、町がそれぞれの役割に応じて、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減することに取り組むとともに、各推進主体が相互に協力・連携することにより、目指す環境像の実現に向けた取組をより効果的に進めていきます。

各推進主体の役割



資料：大泉町環境基本条例逐条解説